



報道発表資料の配信日時 11月14日(月) 14時00分

発表項目 (行事名)	第26回参議院議員通常選挙に係る北海道選挙管理委員会表彰について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 標記表彰について、留萌市選挙管理委員会と初山別村選挙管理委員会が被表彰者となりましたのでお知らせします。表彰式については次のとおり実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被表彰者(別紙「被表彰者」のとおり) 留萌市選挙管理委員会 初山別村選挙管理委員会</p> <p>2 表彰式 (1) 開催日時(別紙「日程」のとおり) 令和4年11月28日(月) 14時05分～14時20分 (2) 場所 札幌ガーデンパレス(札幌市中央区北1条西6丁目)</p>		
参考	<p>○ 北海道選挙管理委員会表彰は、選挙事務の管理執行や投開票成績、啓発活動が優良である等の選考基準を満たし、他の模範となる市区町村選挙管理委員会を表彰するものです。市区町村選挙管理委員会の委員又は職員及び民間団体又は個人も表彰の対象です(別紙「実施要領」のとおり)。</p>		

報道(取材) に当たって のお願い	<p>○ 令和4年度北海道政治講座(同日14時から)の中で表彰式を実施します。</p> <p>○ 本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な取材をよろしく申し上げます。</p>		
他のクラブ との関係	同時配信	場所	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>北海道選挙管理委員会事務局留萌支所(担当:大上) (北海道留萌振興局地域創生部地域政策課)</p> <p style="text-align: right;">TEL ダイヤルイン: 0164-42-8008 内線2151</p>		
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第26回参議院議員通常選挙に係る
北海道選挙管理委員会表彰 被表彰者

1 市区町村選挙管理委員会

留萌市選挙管理委員会

稚内市選挙管理委員会

黒松内町選挙管理委員会

真狩村選挙管理委員会

八雲町選挙管理委員会

初山別村選挙管理委員会

大空町選挙管理委員会

中札内村選挙管理委員会

陸別町選挙管理委員会

2 市区町村選挙管理委員会の委員及び職員

江別市選挙管理委員会	委員長	中井 悦子
新十津川町選挙管理委員会	委員長	吉田 涼一
倶知安町選挙管理委員会	委員長	旭 晴美
蘭越町選挙管理委員会	委員	干場 良広
江差町選挙管理委員会	委員長職務代理	若浜 崇
遠軽町選挙管理委員会	委員	児玉 富雄

(別紙)

令和4年度北海道政治講座日程

時 間	内 容
13:30~14:00	受 付
14:00	開 会
14:00~14:05	挨拶
14:05~14:20	表 彰 第26回参議院議員通常選挙関係表彰式
14:20~14:30	休 憩
14:30~16:00	講 演 ・ 講 師：一般社団法人 選挙制度実務研究会 理事 清水 大資 ・ 演 題：選挙の管理執行について～最近の事例を踏まえて～
16:00	閉 会

第26回参議院議員通常選挙に係る 北海道選挙管理委員会表彰実施要領

- 1 第26回参議院議員通常選挙に係る北海道選挙管理委員会表彰は、この要領の定めるところにより行う。
- 2 表彰の対象
 - (1) 市区町村選挙管理委員会
選挙事務の管理執行が適正円滑であり、かつ有権者に対する啓発活動を通じ、明るい選挙の実現に努力し、よくその成果を収め、他の模範となるもの
 - (2) 市区町村選挙管理委員会の委員又は職員
よくその職務に精励し、その功績が特に顕著であり、他の模範となるもの
 - (3) 民間団体又は個人
啓発活動に積極的に参加し、明るい選挙の実現のために多大の貢献をしたもので、他の模範となるもの
- 3 選考の基準
 - (1) 市区町村選挙管理委員会
 - ① 管理執行が優良であること
 - ② 投票成績が優良であること
 - ③ 開票成績が優良であること
 - ④ 啓発活動が優良であること
 - ⑤ 過去の表彰歴を考慮すること
 - (2) 市区町村選挙管理委員会の委員又は職員
 - ① 管理執行が優良な市区町村の委員又は職員であること
 - ② 経験年数が原則として委員の場合は10年以上、職員の場合は15年以上であること
 - ③ 年齢が原則として委員の場合は60歳以上、職員の場合は45歳以上であること
 - ④ 委員長等の役職経験年数を考慮すること
 - ⑤ 委員の任期満了、職員の退職予定等の事情を考慮すること
 - ⑥ 連合会役員等の就任状況を考慮すること
 - ⑦ 過去の表彰歴を考慮すること

(3) 民間団体又は個人

- ① 選挙終了後30日を経過した時点で、選挙違反による検挙者がない市区町村で活動する民間の団体又は個人であること
- ② 管理執行が優良な市区町村で活動する民間の団体又は個人であること
- ③ 明るくきれいな選挙の推進に積極的に取り組むと同時に、その活動に創意工夫が顕著であり、相当の成果をもたらしていると判断される民間の団体又は個人であること
- ④ 明るい選挙の推進運動の活動歴が概ね5年以上であること
- ⑤ 過去の表彰歴を考慮すること

4 選考の方法

札幌市選挙管理委員会委員長及び各支所長から推薦のあった委員会等の中から、上記3の選考基準により選考する。

ただし、推薦がなくとも、特に管理執行が適正であるなど、表彰すべき委員会等がある場合については、選考できるものとする。

5 表彰

表彰状の贈呈によりその功績を顕彰する。

6 表彰の時期

北海道政治講座の席上において実施する。

7 表彰件数

概ね15件

8 その他

札幌市選挙管理委員会委員長及び各支所長からの推薦は、表彰の対象ごとに2件以内とし、上記2(1)と(2)の表彰は同一の市区町村を重複して推薦することはできないものとする。